代　表　者

研　修　報　告　書

令和２年１月１５日

会 派 代 表 者　殿

呉市議会議員
谷　本　誠　一

次のとおり研修に参加したので報告します。

１．研修期日

令和２年１月１２日（日）

２．研修項目

呉市　　新学習指導要領で学習に困っている子のためにできること

３．参加議員

谷本誠一議員

研修報告書

令和２年１月１５日

呉市議会議長殿

呉市議会議員　谷本誠一

次のとおり研修に参加したので報告します。

■研修項目
　　　　文部科学省特別支援教育調査官に聞く！
　演題＝新学習指導要領で学習に困っている子のためにできること

■研修団体及び講師名
　DeCo a BoCo ～子どもの得意をのばす親と教師の会～
　文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官　田中裕一

■研修日
　令和２年１月１２日（日）午後１時３０分～４時１０分

■研修目的
　来年度から小学校において新学習指導要領が運用されるが、特別支援教育に係る記述が、既存の要領と比べどのように充実されるのか、それを通じて現場の教育指導や支援方法の考え方や具体策を学ぶ。

■研修内容

文科省には障害の種類毎に担当調査官が６名おり、田中裕一講師はその内の一人で、発達障害のスペシャリストです。実際彼は生え抜きの官僚ではなく、青春時代はプロ野球を目指し、その後新日鉄入社を経て、知的障害者作業所の経験を経た後、特別支援学校教員、県教育委員会に抜擢後文科省に引き抜かれた逸材です。入省して６年目になります。つまり、障害者の就労や教育現場に直接携わって来た経験をお持ちなので、よくある官僚による机上の空論とは違い、非常に説得力がありました。

さて、講演のキーワードは「連携」です。
先ず冒頭、田中氏自身の教育現場での体験を披露されました。発達障害児特有の拘りにより、白い生地を見ればそこに絵を描きたがる児童がいます。それを放置すると学校で授業を妨害することになり、家庭でも大変だそうです。保護者はその行為をやめさせたいと思い、担任に強く要請。田中教諭は個性を伸ばすために、それを抑制するのではなく、逆に書かせたいとの思いがあり、両者が思惑が交錯したことがありました。
その折衷案として田中教諭が捻り出した策とは、保護者宅の壁に模造紙を張り巡らせました。その費用は自ら負担したと言います。このような障害児個々の支援策を、担任が代わっても継承することが大切だと説きました。
この４月から運用される小学校の新学習指導要領にも、そのことが明記されているそうです。既存の要領には、「個々の障害状況に応じた指導方法の工夫を『組織的かつ計画的』に行う」としていたのが、『組織的かつ継続的』に書き改められたのです。
加えて、特別支援学級や通級指導を受ける児童については、個別の教育支援計画及び項別の指導計画を『全員作成』することが明記され、義務付けられました。「通級」とは、通常学級と特別支援学級の中間に位置する、比較的軽度の障害者を受け持つ学級のことで、平成５年度よりスタートしたものですが、高校では、平成３０年度からようやく始まったとのことです。

「特別支援教育」は学校教育法改正を受け、平成１９年度からスタートしました。それまでは「特殊教育」と呼んでいました。
その要点について、既存と新学習指導要領との比較を説明。即ち、「可能性を最大限に伸ばす」対象を障害者に限定せず、健常者も含めたこと。「自主的に社会参加を促す」旨を「生きて行く知識や技能を習得させる」旨に書き換えられました。つまり、障害者に特定することなく健常者も含めた普遍的な方針を明確にしたと言えましょう。そのほか、個々の教育ニーズを的確に把握することや、支援に偏っていた内容を、適切な指導・支援に改められました。

この度の新学習指導要領策定に当たっては、政府が特別支援教育有識者会議を発足させ、入念に状況を分析。例えば全国小学校において、平成２９年度現在障害児と診断された児童が４４万人いるのに対して、個別の指導計画を策定しているのは３８万人です。その差６万人は、保護者が作成を拒否しているといいます。

そのような中、新学習指導要領においては、「何を学ぶか」では災害と関連付け、「何ができるようになるか」では臨機応変の対応能力、即ち生きて働く知識を身に付けさせるとしています。今後急速にＡＩが教育現場に導入されると予想され、１０年後を見据えて、教師は教育改善が必要であると説かれました。

また、「障害理解」を深めるのを一歩進んで、「障害者理解」と記述されました。視覚障害者の方が白杖（はくじょう）を挙げることは「Help」のシグナルだそうですが、そのような具体的な内容を把握して周囲が対処しないと「薄情（はくじょう）」だと、笑いを取りました。

更に小中高共に、全教科毎に障害者への配慮条項が明記されました。例えば高校の地理歴史科では、「地図から必要情報を読み取るのが困難な場合は、情報を拡大したり、見る範囲を限定したり、視点を明確にするなどの配慮をする」と記述されました。これらは、地理歴史科に限ったことではなく、他の科目にも応用されます。加えて、これまで「ＬＤ（学習障害）の場合」の如く記述されていたのが、具体的困難さを表示するようにしました。

民間では、既に「スマートカット」なる美容院が出現していて、障害児に対する合理的配慮をするのだそうです。例えば、院内にカットの手順や所要時間を図示したりするのです。全国３万軒中、まだ僅か５０軒の加盟だそうですが、それを増やしていく取り組みです。文科省もその刺激を受け、公立小中学校３万校、公立高校５千校にも、民間の取り組みに負けないよう、新学習指導要領に基づき全面展開を望んでおられるそうです。

学習指導要領に基づく幼稚園から高校を経て社会人になった時に、社会の理解が進み、その合理的配慮が継承され、連携されることが重要と改めて認識させられた次第です。

■質疑応答

①学校の先生が自己負担で模造紙を家庭に持ち込んだことを例に取り、「本来家庭で負担すべきではないのか？

【答弁】

理想はそうだが、現実的な選択をすることで、発達障害児の個性を伸ばすことに貢献できたことで由としたい。

②便利さを追求し、合理的配慮し過ぎることで過保護になり、能力が退化するのではないか？

【答弁】

文明の利器を活用することで確かに退化する部分もあるが、逆に進化する部分もある。そのバランスを取りつつ、よりよき策を講じていくことが肝要であって、これが正解とはっきり言えるものではない。

③障害児の個性や能力を最大限に引き出すために、親がなすべきことは？

【答弁】

親が理解を深め、子どもに寄り添うことであって、完璧はあり得ない。その努力が大切である。

■呉市での展開の可能性

①教育委員会が、特別支援教育に関わる教諭に対し、新学習指導要領の特別支援教育に係る新たな方針を熟知させ、実地での指導や支援充実を徹底させる。

②特別支援教育に直接タッチしていない教諭においても、通常学級に発達障害児がいるケースが増えているので、障害の特性をより理解させ、新学習指導要領との整合性を図れるよう、校長や教育委員会が指導する。

③担任や特別支援教育教諭と保護者のコミュニケーションを密にするよう、更なる指導を行う。

④個別の教育支援計画や個別の指導計画策定の際には、教諭が保護者と十分に相談し、意思疎通を図るよう指導する。